主

原判決を破棄する。

被告人を懲役一年六月に処する。

被告人に対する銃砲刀剣類等所持取締令違反の公訴事実につき、被告人

は無罪。

理由

本件控訴の趣意は、被告人の昭和三十一年五月九日附(同月十日当裁判所受理) 控訴趣意書並びに弁護人鍛治千鶴子作成名義の控訴趣意書に記載されたとおりであるからこれを引用し、これに対し当裁判所は、次のとおり判断する。

弁護人の控訴趣意一、について。

所論は、匁渡十五糎未満の短刀は銃砲刀剣類等所持取締令に規定する刀剣類に該当せず、しかも原審公判廷における被告人の供述によれば、本件の短刀はノコギリを自分で改造した程度のものであるから原判決が同令第二条第二十六条を適用したるところ、本件記録並びに原審において取り調べた証拠に現われている事実においば、原審は、「被告人Aは何等法定の除外事由がないのに昭和三十一年二月二日頃肩書自宅において、匁渡約十三糎の短刀一振を所持した。」との公訴事実と認定し、これに対し銃砲刀剣類等所持取締令第二条、第二十六条を適用した認定し、これに対し銃砲刀剣類等所持取締令第二条、第二十六条を適用した。所定刑中罰金刑を選択した金額の範囲内で被告人を罰金二千円に処した事実の所定刑中罰金刑を選択した金額の範囲内で被告人を罰金二千円に処したもの所定のある。しかして、本件短刀が所論のようにノコギリの匁を改造したものとある、その形状よりして短刀と認めるに妨げなきことは前記の証拠により明白であり、当審検証の結果によるも右の認定を覆えし得ない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 工藤慎吉 判事 草間英一 判事 渡辺好人)